

# くらしの情報

2018.5  
No.110

●編集・発行 さいたま市消費生活総合センター

〒330-0853 さいたま市大宮区錦町682-2 JACK大宮6階 TEL.048-643-2239 FAX.048-643-2247

## チケット販売振込トラブル

ファンが集まる SNS で「コンサートチケットを売ります」という業者の書き込みを見つけた。業者運営のホームページも立派だったので、信用し代金を振り込んだ。

しかし、直前でコンサートがキャンセルとなり、後日返金するとのメールが来るも一向に返金されず、業者に何度も電話したがつながらない。



### アドバイス

代金振り込み後に連絡不能となるトラブルが後を絶ちません。支払方法が振り込みのみや、振り込みを急かされる、口座名義人が業者と違う場合などは特に注意してください。

## マルチ・マルチまがい商法

大学の友人に「必ず儲かる話がある」と誘われ、友人を通じてビジネススクール運営者とカフェで会い、話を聞いた。スマートフォンでできるアフィリエイトの講座を勧められ、その場で契約した。10万円の入会金は学生ローンに連れていかれお金を借り支払った。

しかし、実際の講座内容は他の人を勧誘する手法で、話が違うので辞めたいが「今辞めると損をする」と説得され、辞められない。



### アドバイス

「必ず儲かる」ことはありません。きっぱりと断りましょう。SNSを通して誘われる場合もあるので注意してください。

# 若者に多い消費者トラブル

若者の新生活シーズンの到来だ！  
そこで、若者に多い消費者トラブルの事例と対処法を紹介するぞ！

## ネットショッピング

インターネットショッピングサイトで欲しかったブランドのバッグを見つけ、激安だったのですぐ申し込み、代金を振り込んだ。

しかし、いつになっても商品が届かず、ショッピングサイトを確認すると、問い合わせ先がメールしかなく、メールしても一向に返信がなく連絡が取れない。



### アドバイス

ネットショッピングはクーリング・オフの適用がありません。ショッピングサイト内の返品や交換の規定をよく確認してください。前払いの場合は、クレジットカード払いや代引きなど支払方法を複数選択できる業者を選ぶようにしましょう。



さいたま市消費生活総合センター  
マスコットキャラクター チョットマツタマン

## DVDでも事例を紹介しています！



若者に多い消費者トラブルを DVD で紹介しています。You Tube でも公開していますので、ぜひご覧ください。

<収録内容>

- ・ワンクリック請求
- ・デート商法
- ・マルチ商法
- ・キャッチセールス

※ 事例と対処法をわかりやすく紹介しています。

さいたま市消費者教育DVD「その悪質商法チョットマツタ」  
ホームページ(問合せ先は裏面相談窓口参照)

さいたま市消費生活総合センター

検索



平成30年度消費者月間統一テーマ「ともに築こう 豊かな消費社会 ～誰一人取り残さない～」 5月は消費者月間です。

さいたま市消費者フォーラム

# みんなの終活

## ～知っておきたいお金の話～

- 日 時：平成30年5月26日(土) 10時00分～15時30分
- 会 場：浦和コミュニティセンター第15集会室(コムナーレ9階)



【問合せ・申込み】電話又はFAXで住所・氏名・電話番号を  
消費生活総合センターへ  
TEL 048-643-2239 FAX 048-643-2247

### ①講演会(参加無料)

テーマ「みんなの終活～知っておきたいお金の話～」  
講師：高島 健 氏  
(たかしまFPサービス ファイナンシャルプランナー)  
時 間：10時00分～12時00分  
定 員：100人(保育有5人(1歳以上の未就学児))  
※要申込み 先着順(5月7日(月)受付開始)

### ②健康チェック(自由参加)

骨密度や血管年齢などのチェック  
時 間：12時30分～13時30分

### ③交流会(自由参加)

講演の感想や考えたことなどの自由な意見交換会  
時 間：13時30分～15時30分

### ④パネル展示

消費者団体の取組みなどの展示

## ●消費生活トピックス●

## 消費生活講座を出前します!

- 対 象：さいたま市内で活動する老人会・自治会・自主的な学習グループなどで、おおむね20人以上の参加が見込まれるグループ
- 開催日：原則、月～金 9時～17時  
それ以外の時間及び土・日・祝休日を希望する場合はご相談ください(12月29日～1月3日は除く)。
- 会 場：申込者側で、ご用意ください。
- テーマ：悪質商法や契約に関すること、金融、保険・年金、食生活、住生活など消費生活に関するテーマについて、講師がわかりやすく解説します。
- 申込み：消費生活総合センターへ  
【申込み期限】開催日の1ヶ月前までにお申し込みください。  
※悪質商法や契約に関するテーマ以外の場合は、開催日の2ヶ月前まで。

【講師】  
消費生活相談員、  
ファイナンシャルプランナー等  
【費用】  
講師費用：無料  
会場費用：申込者側負担



市内であれば  
どこへでも!

さいたま市  
消費生活総合センター  
マスコットキャラクター  
さいたましょうこちゃん

【問合せ】消費生活総合センター TEL 048-643-2239 FAX 048-643-2247

## 消費生活相談窓口

ソニックシティ  
鐘塚公園  
消費生活総合センター  
JACK大宮6階

ビックカメラ  
大宮そごう  
アルシェ  
ダイエー丸井

三橋中央通線  
西口  
大宮駅  
大宮線  
大宮南口

消費生活総合センター  
☎048-645-3421(相談窓口)  
相談受付 月曜～土曜日  
相談時間 午前9時～午後5時  
※受付は午後4時30分まで

高砂仲町線  
浦和東口停車場線  
浦和消費生活センター  
コムナーレ9階

市民広場  
東口  
浦和駅  
至大宮  
至川口

浦和消費生活センター  
☎048-871-0164(相談窓口)  
相談受付 月曜～土曜日  
相談時間 午前9時～午後5時  
※受付は午後4時30分まで

旧国道16号  
岩槻消費生活センター  
岩槻区役所3階

至春日部  
東武野田線  
フツ西側  
東口  
岩槻駅  
至大宮

岩槻消費生活センター  
☎048-749-6191(相談窓口)  
相談受付 月曜～金曜日  
相談時間 午前9時～12時 午後1時～5時  
※受付は午後4時30分まで

日曜日の電話相談 午前9時～午後4時 ☎048-645-3421

※祝休日、年末年始 除く

ホームページ

さいたま市消費生活総合センター

検索

